

岩手県告示第654号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき、次のとおり農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和4年12月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所 在	地 番	地 目	面 積 m ²
岩手郡雫石町長山猫沢	17番23	畑	4,800
岩手郡雫石町長山猫沢	26番1	畑	7,019
岩手郡雫石町長山猫沢	26番2	畑	22,820
岩手郡雫石町長山猫沢	41番14	畑	12,094
岩手郡雫石町長山館	16番1	畑	605
岩手郡雫石町長山館	16番2	田	1,068
岩手郡雫石町長山館	21番2	田	363
岩手郡雫石町長山館	22番1	田	1,199
岩手郡雫石町長山館	23番1	田	1,487
岩手郡雫石町長山館	26番1	田	2,054
岩手郡雫石町長山館	27番1	田	1,897
岩手郡雫石町長山館	30番1	田	696
岩手郡雫石町長山館	31番1	田	2,646
岩手郡雫石町長山館	33番1	田	2,579
岩手郡雫石町長山館	39番1	田	1,297
岩手郡雫石町長山盆花平	19番8	畑	2,657

2 申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の用に供されないと見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定後に、申請者から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和5年3月28日	5年間	451,385円

備考 申請に係る農地の農地法第32条第1項に規定する所有者等は、令和4年12月16日までに、知事に農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第83条各号（第5号を除く。）に掲げる事項を記載した意見書を提出することができる。

なお、意見書の提出先は、盛岡市内丸10番1号岩手県農林水産部農業振興課である。